

「（仮称）福島県カーボンニュートラル  
の推進等に関する条例」について

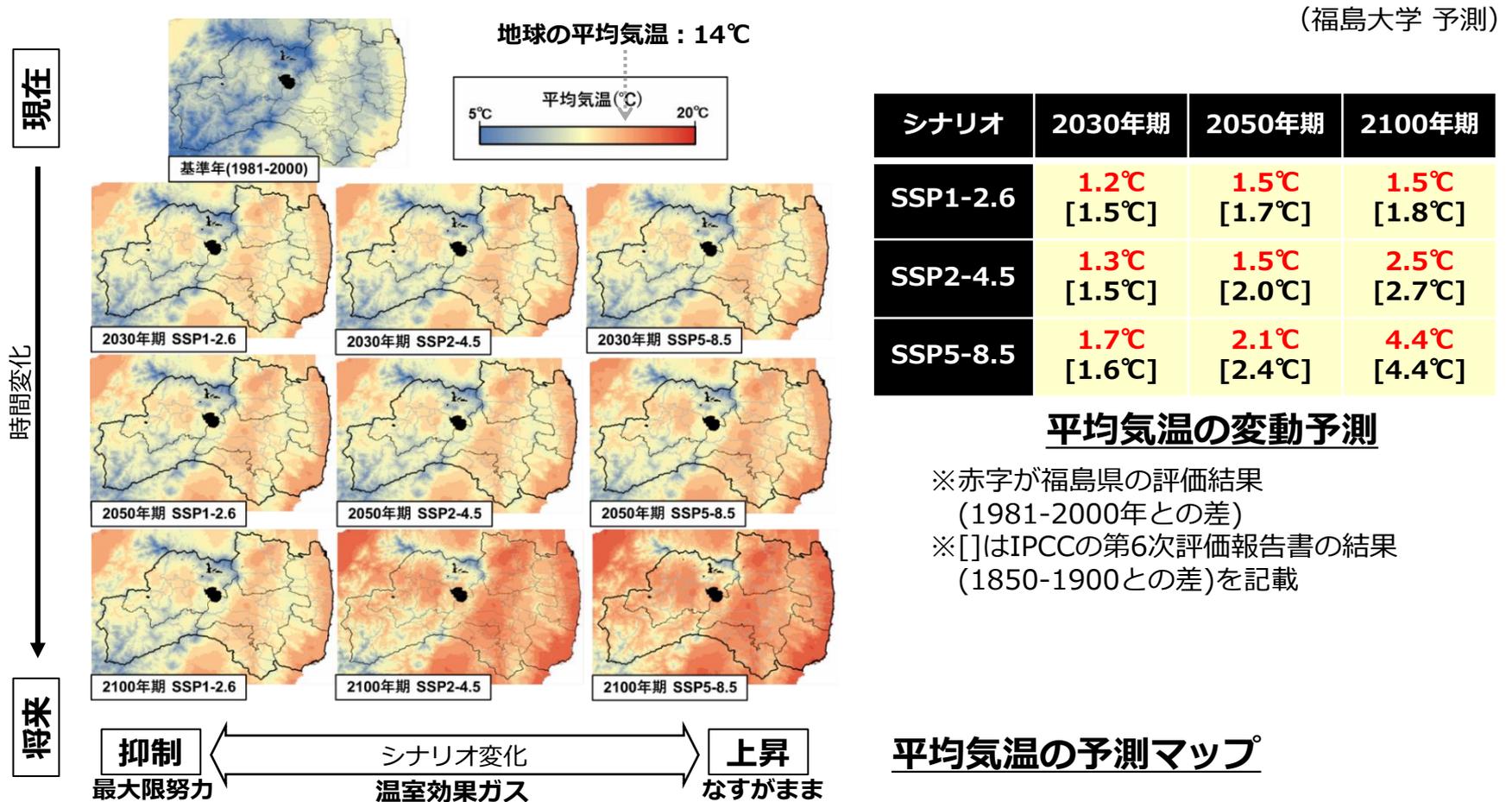
令和5年7月18日  
福島県環境共生課

# 目次

項目	ページ	項目	ページ
<b>1 福島県の平均気温上昇の進行</b>	2	(7) ふくしまエコオフィス実践計画に基づく主な取組①（令和5年度）	11
<b>2 福島県の温室効果ガス排出量</b>		(8) ふくしまエコオフィス実践計画に基づく主な取組②（令和5年度）	12
(1) 福島県における2020年度の温室効果ガス排出量の内訳	3	(9) ふくしまカーボンニュートラル実現会議	13
(2) 福島県と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比	4	(10) 福島県と福島大学との連携協定締結	14
<b>3 福島県における取組</b>		<b>4 各都道府県における条例制定状況</b>	
(1) 福島県カーボンニュートラル推進本部会議	5	(1) 各都道府県における地球温暖化対策関連条例の制定状況	15
(2) 令和5年度のカーボンニュートラルの取組（全体像）	6	(2) 各都道府県における地球温暖化対策関連条例の制定の動き	16
(3) 福島県地球温暖化対策推進計画等に基づく「緩和策」（令和5年度）	7	(3) 「脱炭素社会実現」を明記している地球温暖化対策関連条例	17
(4) 福島県電気自動車用充電設備等の整備方針（概要）	8	(4) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（項目）	18～ 21
(5) 福島県地球温暖化対策推進計画等に基づく「適応策」（令和5年度）	9	(5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）	22～ 35
(6) 福島県気候変動適応センターの設置	10		

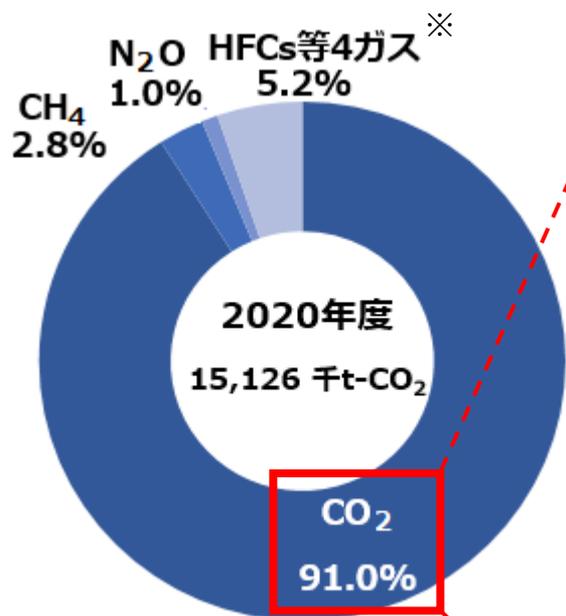
# 1 福島県の平均気温上昇の進行

- これまでの100年間で福島市では平均気温が1.5℃上昇。
- 本県の調査によれば、**世界で温室効果ガスの削減努力がなされない場合、2100年期には福島県の年平均気温が4.4℃上昇する**と予測されている。

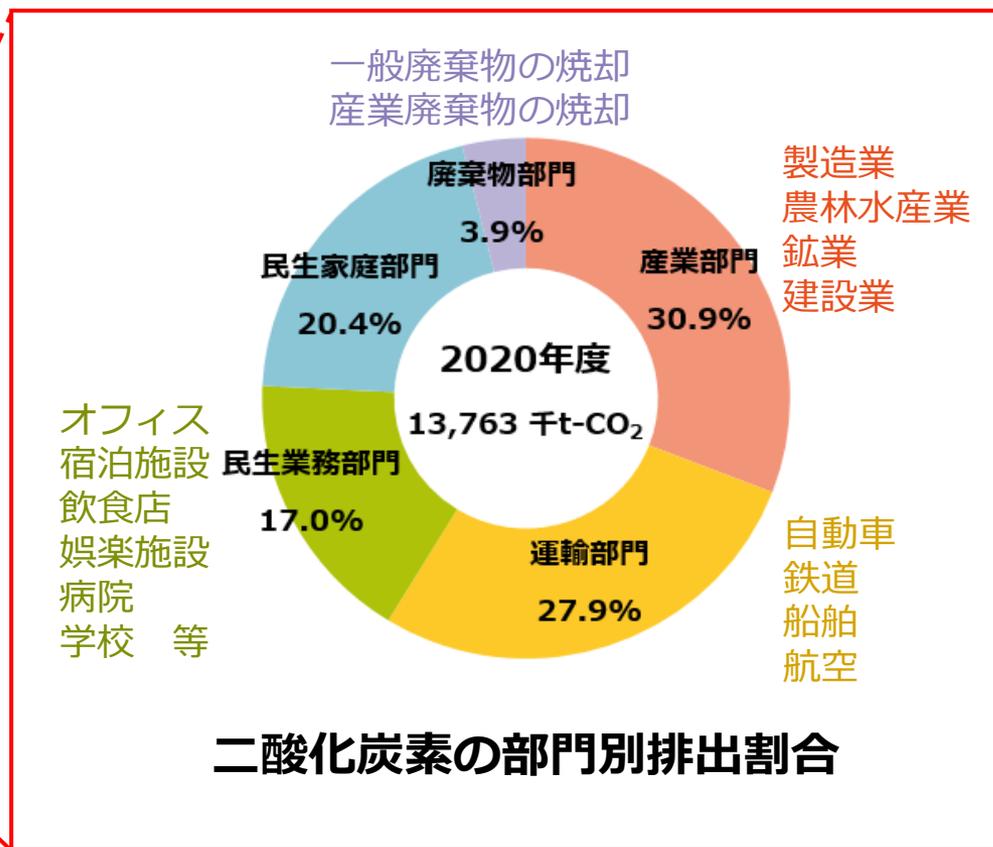


## 2 (1) 福島県における2020年度の温室効果ガス排出量の内訳

- 2020年度の温室効果ガス総排出量15,126 千t-CO<sub>2</sub>のうち、二酸化炭素が91 %を占めた。
- 二酸化炭素の部門別排出内訳は、産業部門31 %、運輸部門28 %、民生業務部門17%、民生家庭部門20 %、廃棄物部門4 %であった。



温室効果ガスの  
ガス種別排出割合

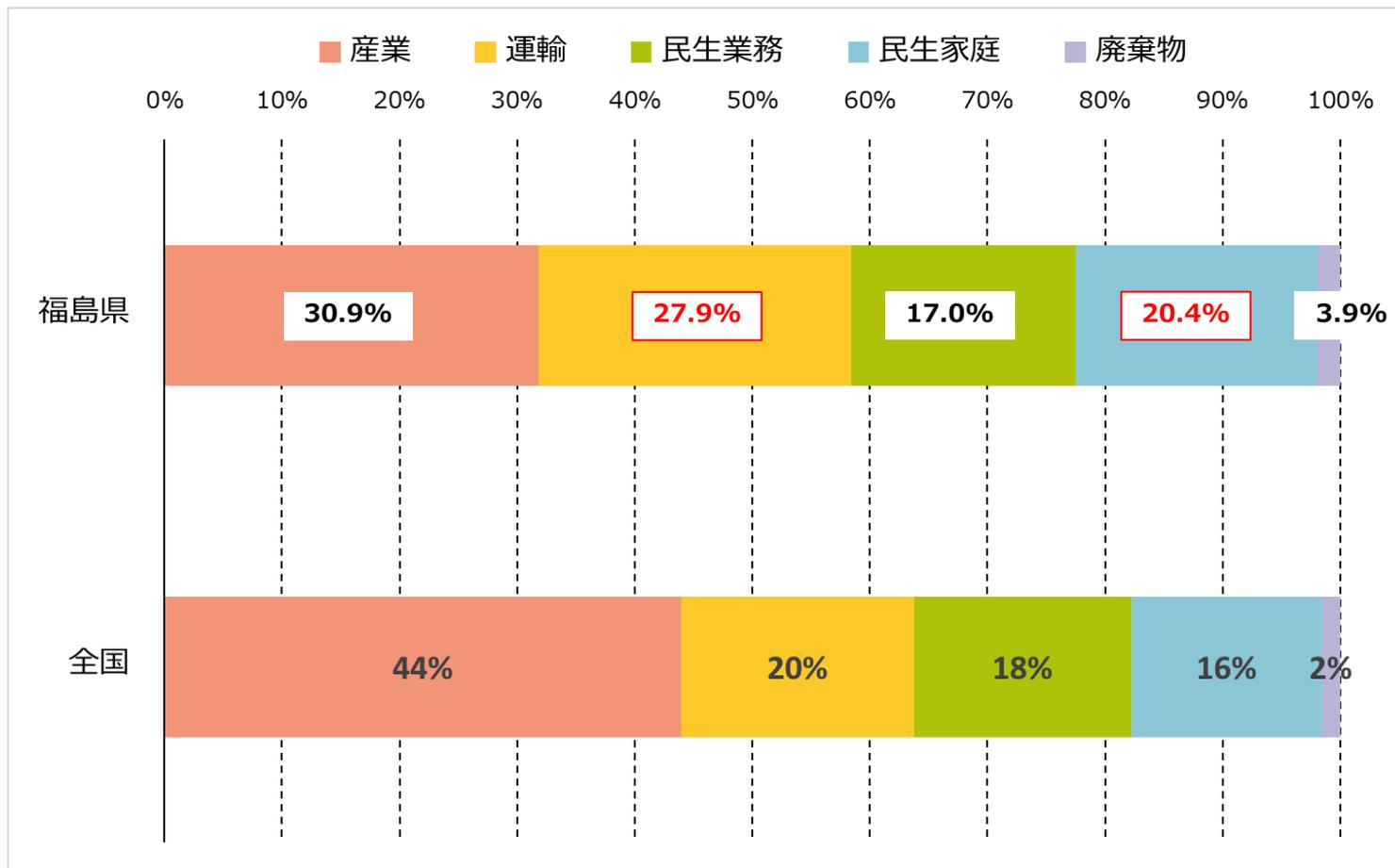


二酸化炭素の部門別排出割合

※ HFCs等4ガス：  
ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類  
六フッ化硫黄、三フッ化窒素

## 2 (2) 福島県と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比

- 全国と比較すると、産業部門の割合が低い一方、運輸部門、民生家庭部門の割合が高い。

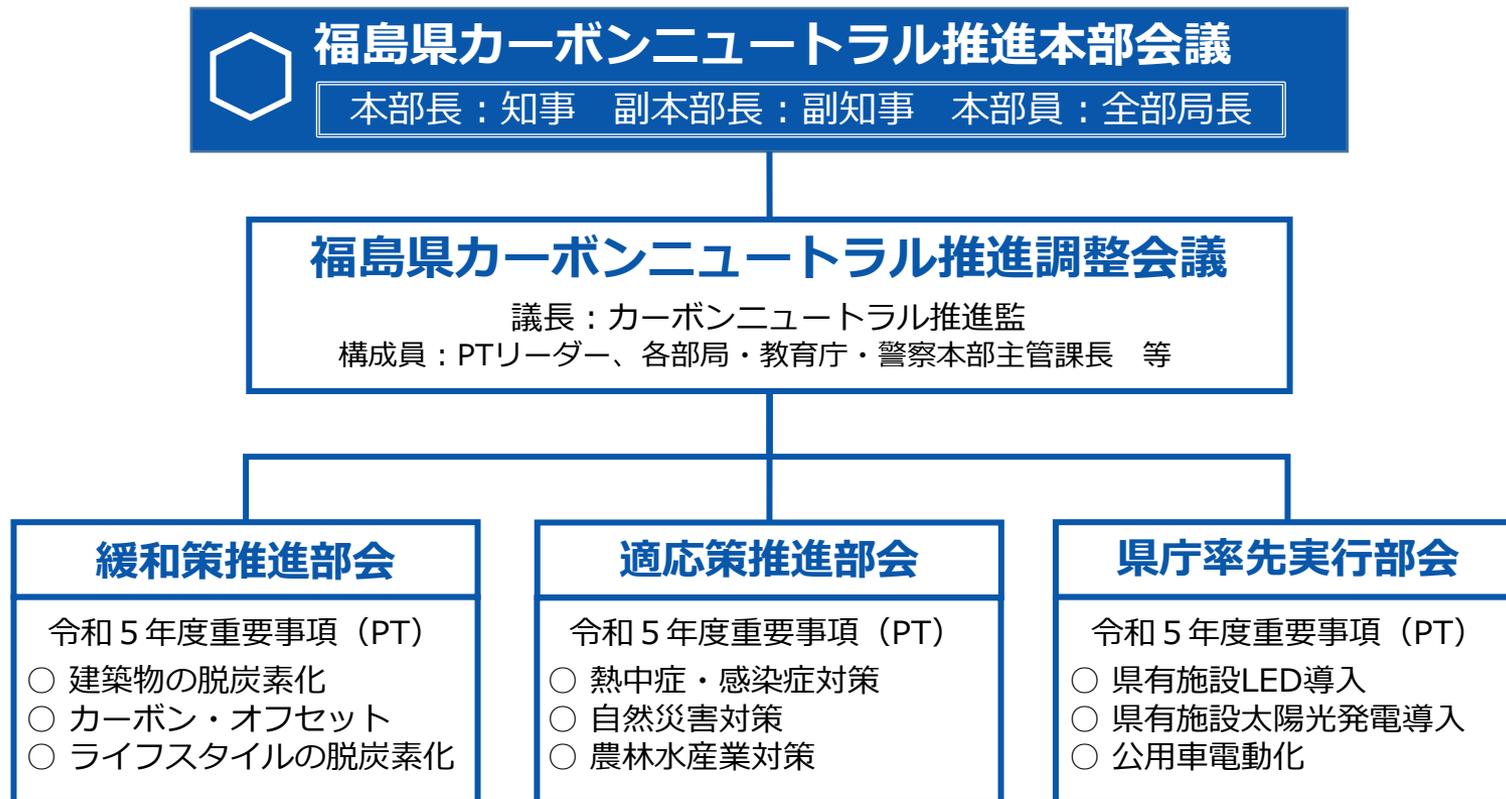


### 福島県と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2020年度)

※全国構成比は「部門別CO2排出量の現況推計 (環境省HP)」から算出  
[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/suikei.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)

### 3 (1) 福島県カーボンニュートラル推進本部会議

- 令和5年度以降、新たに「福島県カーボンニュートラル推進本部」を設置。全庁一体で緩和策、適応策を両輪に施策を推進する（年2回開催）。
- 調整会議では、県地球温暖化対策推進計画における各部局の取組などの進行管理を行うとともに、カーボンニュートラル推進に係る重要事項を決定する。
- 重要事項を部局横断で推進するため、「部会」と「プロジェクトチーム（PT）」を設置する。（毎年度、重点的なテーマを設定してPTを展開。）



# 3 (2) 令和5年度のカーボンニュートラルの取組 (全体像)

○ 持続的発展が可能な美しい古里を創造し、将来に誇るべきものとして未来を担う世代に引き継ぐことができるよう、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、**県民、事業者、行政等あらゆる主体と一体となって地球温暖化対策を強力に推進。**

## 1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底

### 産業・民生業務部門

- ・カーボンニュートラルの取組の実践、省エネ相談窓口（県地球温暖化防止活動推進センター）既存建築物のZEB化改修支援（生環）
- ・事業者向け省エネ機器導入支援（商労）
- ・有機農業就農希望者向け研修会、環境保全型農業技術の導入促進（農林）
- ・道路、公園施設等の照明のLED化（土木） 等

### 運輸部門

- ・EVの導入支援、エコタイヤの導入支援、再エネ100%充電のEV導入支援（生環）
- ・FCVの導入支援、燃料電池バスの導入支援、水素ステーション整備支援（企調）
- ・カーボンニュートラルレポートの形成（土木） 等

### 民生家庭・廃棄物部門

- ・ZEHの購入支援、エシカル消費の推進、ごみ減量化、環境アプリの活用（生環）
- ・既存住宅の断熱改修（土木） 等

### 県有施設の主な取組

- ・太陽光発電設備の導入（設計：都市公園3施設）
- ・LED照明の導入（設計：31施設、工事：27施設）
- ・県庁舎へのEV充電設備の整備（15基）
- ・新築ZEB（2施設）
- ・公用車のEV導入（5台）

## 基本姿勢



## 2 再生可能エネルギーの最大限の活用

### 再エネの導入拡大・利用促進

- ・再エネポテンシャル調査、太陽光発電設備の導入支援、自家消費型再エネ設備の導入支援
- ・水素利活用の実証（企調）
- ・テクノアカデミーへの再エネ関連設備の導入（商労）等

### エネルギー・環境産業の育成・集積

- ・関連産業の立地促進に向けた支援
- ・専門家派遣等による産業ネットワークづくり（商労）等

## 3 二酸化炭素の吸収源対策の推進

### 森林による吸収源対策

- ・森林整備の推進（農林）
- ・県産木材の利用促進（土木） 等

## 4 気候変動への適応の推進

### 気候変動の影響予測・対応

- ・福島県気候変動適応センターの運営、気候変動に関する情報収集・分析（生環）
- ・農作物の品種改良（農林） 等

# 3 (3) 福島県地球温暖化対策推進計画等に基づく「緩和策」(令和5年度)

- 緩和策(省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーの最大限の活用、吸収源対策)を推進するために、各種事業を確実に実施。

## 1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底

- 日常における省エネ対策
  - ・ 環境イベントの開催(県内3方部5回開催)
- 住宅・建築物の省エネ対策
  - ・ ZEH導入支援(30件)
  - ・ ふくしまZEHモデル(3件)
  - ・ ZEB化支援モデル
  - ・ 省エネ住宅改修
- 優先的な取組
  - ・ EV導入支援(200件程度)
  - ・ 設備導入支援(中小企業等)

## 2 再生可能エネルギーの最大限の活用

- 地域主導による再エネの導入促進
  - ・ 地域活用型再エネ導入支援
- 分野横断における効果的な施策
  - ・ 自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金(200件程度)
  - ・ 地域再エネポテンシャル調査
- 水素社会の実現
  - ・ 水素ステーション整備拡大
  - ・ FCV導入促進
  - ・ 水素利活用スタートアップ支援
  - ・ 県産水素利活用PR

## 3 持続的な吸収源対策の推進

- 民有林における取組
  - ・ 一般造林、森林整備
- 森林所有者等への啓発、支援
  - ・ 花粉の少ない森林づくり
- 林業就業者の確保・育成
  - ・ 林業アカデミーふくしま運営
- 都市緑化の推進
  - ・ 都市公園整備、防災緑地保全
- 藻場・干潟による吸収量確保
  - ・ 環境・生態系保全活動支援

## 4 環境・エネルギー関係産業の活性化

- 再エネ・水素関連産業の育成・集積
  - ・ 次世代自動車技術関連企業支援
  - ・ ふくしま産業育成資金
- 再エネ・水素関連産業拠点の創出
  - ・ 風力メンテナンス関連産業育成
- 再エネ・水素関連産業を担う人材の育成
  - ・ 再エネメンテナンス関連産業参入支援
- 再エネ・水素関連分野における販路拡大・海外展開
  - ・ 海外拠点交流

## 5 未来のための環境・エネルギー教育の推進

- 学校教育における意識醸成
  - ・ こどもたちのゼロカーボン推進
  - ・ 環境創造センター教育研修支援
  - ・ 環境教育副読本
- 森林環境教育の推進
  - ・ 森林環境教育支援
- 家庭や地域における省エネ等の意識醸成
  - ・ 地球にやさしい消費推進

## 6 脱炭素型地域づくりの推進

- 県産木材による住宅の木造化の促進
  - ・ 福島を育む森と住まいのポイント事業
- 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成
  - ・ 小名浜港港湾脱炭素化推進計画策定

### 3 (4) 福島県電気自動車用充電設備等の整備方針 (概要)

- 福島県の2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主要道路や観光地等における電気自動車及び燃料電池自動車の充電等インフラの整備を促進するに当たり、基本的な考え方を示した。

#### EV充電設備の設置目標

国目標（2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略）に準じ、2030年までに急速充電設備を現状の約3倍、充電設備全体では約5倍に増やすことを目標とする。

	場所	現状 (2022年度)		目標 (2030年度)
		対象場所数	設置数	設置数
急速充電設備	交通の拠点 高速道路SA・PA、道の駅	71箇所	約200基	600基
	空白自治体等・観光拠点	約160箇所		
	その他設置を促す場所 自動車ディーラー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、飲食施設等	約10,000箇所		
普通充電設備	宿泊施設 ホテル・旅館、キャンプ場等	約1,800箇所	約300基	1,900基
	多数の者が利用し、一定時間滞在する施設 文化施設、公園、スポーツ施設、 娯楽・レジャー施設、コインパーキング等	約3,300箇所		

※次世代自動車：  
環境省「次世代モビリティガイドブック」で定める以下の6種類

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車

#### <県の取組>

- 民間事業者等との連携協働の推進・強化  
あらゆる主体が連携・協働し、EVや充電に関する理解を深める取組、負担の軽減の検討等を実施
- 国の支援策の活用
- 県補助金による支援  
(電気自動車の場合)  
購入補助を行うとともに、電気自動車のメリット等の積極的なPRを実施  
(燃料電池車の場合)  
購入補助を行うとともに、水素ステーションの整備費用に対する補助を実施

#### 定置式商用水素ステーションの設置目標

年度	現状 (2022年2月現在)	目標 (2030年度)
設置数	3基	20基

※ 充填能力300Nm<sup>3</sup>/hの定置式水素ステーションを「1基」とする。

# 3 (5) 福島県地球温暖化対策推進計画等に基づく「適応策」(令和5年度)

○ 令和5年4月1日に設置した福島県気候変動適応センターを始め、全庁一丸となって各種事業に取り組み、適応策(農業・林業・水産業分野、自然災害・沿岸域分野、健康分野等)を推進。

## 1 農業・林業・水産業



### 農業

- ・ 高温による障害の少ない水稻品種の選定・開発
- ・ 高温下でも栽培可能な野菜等の品種の選定
- ・ 気象リスクに対応する技術開発・普及
- ・ 高温下でも着色の良い果樹品種の導入
- ・ 農地、地域資源の保全活動の支援

### 水産業

- ・ 主要魚種の資源状況及び沿岸・沖合の海洋環境の調査
- ・ 効果的かつ安全な種苗放流技術の確立

## 2 水環境・水資源



- ・ 公共用水域の水質監視による水質保全対策
- ・ 主要農業用ダムの貯水率の公表

## 3 自然生態系



- ・ イノシシ等の捕獲やニホンシカ等の適切な保護管理の実施

## 4 自然災害・沿岸域



### 複合的な災害影響

- ・ 防災イベントの開催等を通じたマイ避難の推進

### 河川・沿岸

- ・ 河川管理施設の整備、農業用ダム設備の整備、排水機場等の整備
- ・ リアルタイム映像の提供による警戒避難行動のサポート

### 山地

- ・ 治山ダム工や地すべり防止工等の治山事業の実施
- ・ 土砂災害防止等のための対策工事や警戒区域の指定等

## 5 健康



### 暑熱

- ・ 県政番組等を活用した熱中症予防対策の普及啓発の実施
- ・ 健康教育担当教員の資質向上のための研修会の実施

### 感染症

- ・ デング熱を媒介するヒトスジシマカの生息調査の実施

## 6 産業・経済活動



- ・ 中小企業等を対象としたBCP策定の支援

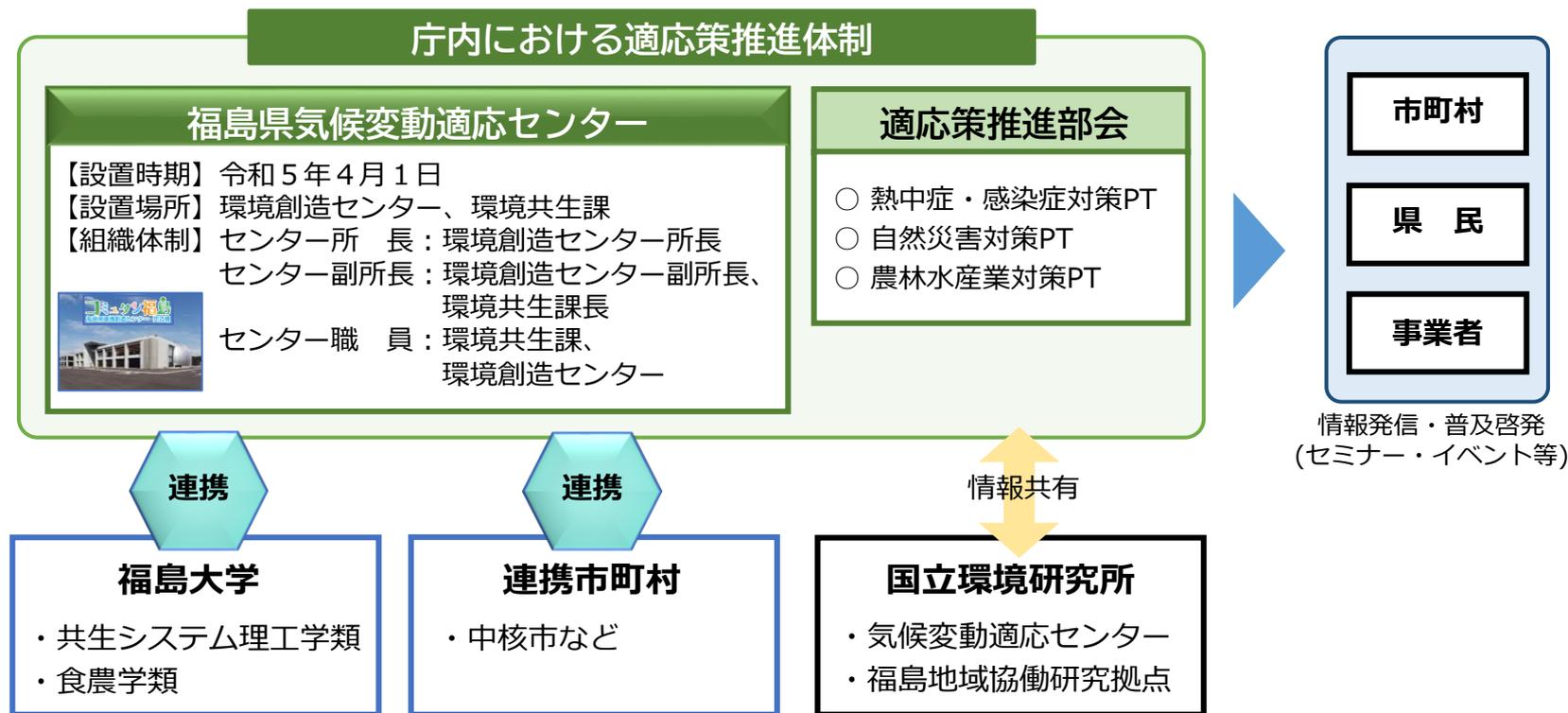
## 7 国民生活・都市生活



- ・ 電力供給訓練等の実施
- ・ 県内水道事業者への施設整備費補助による耐災害性強化対策の促進

### 3 (6) 福島県気候変動適応センターの設置

- 気候変動影響及び適応7分野に関する情報の収集、分析及び提供等を行うため、気候変動適応法に規定する**地域気候変動適応センター（福島県気候変動適応センター）**を令和5年4月1日付けで**環境創造センター及び環境共生課に設置**。  
 (適応7分野) ①農業・林業・水産業 ②水環境・水資源 ③自然生態系 ④自然災害・沿岸域  
 ⑤健康 ⑥産業・経済活動 ⑦国民生活・都市生活
- 環境創造センターは、国の気候変動適応センターである国立環境研究所の福島拠点が入所し、また、本県の環境情報発信拠点である交流棟「コミュニティ福島」を有していることから、国環研を通じた効率的な情報の収集及びコミュニティ福島による効果的・効率的な情報の発信等が可能。



### 3 (7) ふくしまエコオフィス実践計画に基づく主な取組① (令和5年度)

- ふくしまエコオフィス実践計画のCO2削減目標(2013年度比▲64%)の達成に向け、「県有施設脱炭素化アクションプラン」に基づき、脱炭素移行・再エネ推進交付金等を活用しながら、県有施設の脱炭素化に県庁一丸となって取り組む。

#### LED照明導入

工事：27施設

県庁西庁舎、白河合同庁舎、ふくしま海洋科学館  
環境創造センター、ハイテクプラザ  
県立学校体育館(18校)、福島空港航空灯火施設  
いわき東警察署 ほか

設計：31施設

動物愛護センター、会津児童相談所、  
テクノアカデミー(3校)、  
県立学校体育館(17校)

#### 公用車の電動化

EV導入 5台

生活環境部 3台  
商工労働部、教育庁 各1台



EVイメージ

充電設備整備

工事：県庁西庁舎普通充電15基  
設計：7施設

県庁西庁舎  
白河合同庁舎、会津若松合同庁舎、喜多方合同庁舎  
南会津合同庁舎、南相馬合同庁舎、いわき合同庁舎

#### 太陽光発電設備導入

設計：都市公園3施設

あづま総合運動公園、逢瀬公園、  
福島空港公園



福島県環境創造センター

#### 新築ZEB

工事：2施設

郡山合同庁舎(～R7)  
須賀川農業普及所(～R6)



須賀川土木事務所  
(Nearly ZEB)

### 3 (8) ふくしまエコオフィス実践計画に基づく主な取組② (令和5年度)

- ふくしまエコオフィス実践計画の環境方針に基づき、環境負荷低減の取組を推進する。

#### 環境保全のための施策の推進

- 環境の保全や再生があらゆる活動に優先されるべき課題であるとの基本的な考え方を持って施策の展開を図る

#### 廃棄物の3R+Renewable

- 廃棄物の減量化、リサイクルの徹底
- 文具の詰め替え等使用
- ペーパーレス化の推進

#### 職員のワークライフバランスの確保

- ノー残業デーやリフレッシュデーでの定時退庁の推進
- 時間外勤務の削減
- 在宅勤務の推進

#### 省資源・省エネルギーの取組

- 節電の徹底
- 印刷用紙の使用量削減
- 冷暖房機器適切な使用
- マイボトル・マイカップ、マイバッグ等を使用したプラスチックごみの削減
- 通年でのクールビズ・ウォームビズの励行
- 電気自動車の使用推進
- エコドライブの実施

#### 物品やサービスの購入・工事請負契約等における環境配慮の推進

- うつくしまグリーン購入ガイドラインに基づいた、環境にやさしい製品の購入
- 工事請負契約や委託契約への環境配慮条項の記載



#### 職員の家庭や地域における環境保全活動の奨励

- 家庭や地域における廃棄物の減量化、リサイクルの徹底
- 公共交通機関（バス、鉄道等）や自転車などの使用の励行

# 3 (9) ふくしまカーボンニュートラル実現会議

- 県全体の推進母体として、**知事を代表、各団体代表を副代表とした新しい推進体制**を構築。
- 併せて、実務的な議論の場となる企画委員会、市町村等が参画する市町村（行政）部会を設置。
- 年度毎の重点対策項目（アクションプラン）を策定し、オール福島で地球温暖化対策に取り組む。

## 体制図

### 総会

216団体 + 5学識経験者

(代表) 知事

(副代表) 部門ごとの代表団体の長

(委員) 各団体の長 + 市町村長 + 学識経験者

### 企画委員会

20団体

(委員長) 生活環境部長

(委員) 部門ごとの代表団体が推薦する者

### 市町村（行政）部会

59市町村 + 7振興局

【会津、中通り、浜通りの3地方で開催】

(部会長) カーボンニュートラル推進監

(部会員) 各市町村及び地方振興局の担当課長



ふくしまカーボンニュートラル実現会議設立総会  
(令和5年6月1日開催)

#### 今年度の重点項目

- 「二酸化炭素排出量の見える化」の実施率100%を目指します！  
✓ 電気・水道・燃料等の使用に伴い、どのくらい二酸化炭素を排出しているかを自ら把握。
- 「照明のLED化」「電動車の導入」「再生可能エネルギーの導入」を推進します！

#### 「ふくしまゼロカーボン宣言」目標参加数

- 事業所版 4,000事業所、学校版 900校の参加を目指します！  
✓ 電子申請により、参加申込を簡略化。  
✓ 福島県総合計画の指標の1つとなっている。

#### カーボンニュートラルロードマップの関連指標

2030年度までに…

(産業)

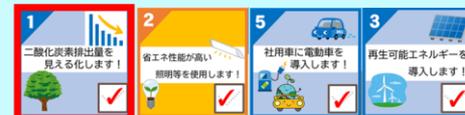
全照明機器に占めるLED比率 40%

(旅客)  
次世代自動車の台数比率 45%

(貨物)  
10%

ZEH住宅件数 32,000戸

「ふくしまゼロカーボン宣言事業」で関連する取組項目(事業所版の例)



令和5年度重点対策項目（アクションプラン）

### 3 (10) 福島県と福島大学との連携協定締結

- 令和5年3月23日に福島県と福島大学の間で、「**2050年カーボンニュートラルの実現に向けた連携協定**」を締結。
- 県内企業とも連携した再エネ・水素関連の実用研究や、気候変動適応に関する人材育成、普及啓発等の連携を予定。
- 今後も様々な機関との連携により、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進。



#### ① 研究に関すること

- 県内企業との産学連携に基づく再エネ・水素関連の基礎的及び実用的な研究開発
- 社会実装に挑戦する県内企業への学術的かつ技術的な助言や指導
- 気候変動影響の予測評価、分析
- 農林業分野等における適応に係る研究内容の情報共有、共同研究

#### ② 人材育成に関すること

- 学類生向けの再エネ・水素や気候変動適応に関する教育
- 大学院生向けの再エネ・水素や気候変動適応に関する高度かつ専門的な教育
- 事業者向けの再エネ・水素や気候変動適応に関する実践的教育及び技術指導



福島県

連携協定

福島大学



#### ③ 普及啓発に関すること

- 再エネ・水素、カーボンニュートラルや気候変動適応に関する県民向けの普及啓発の機会創出
- 県主催の再エネ・水素、カーボンニュートラルや気候変動適応に関する啓発イベントへの学生等の参加
- 学生を対象とした県の再エネ・水素、カーボンニュートラルや気候変動適応に関する取組紹介等への県職員の派遣

#### ④ 産学官連携に関すること

- 県内再エネ・水素関連機関だけでなく、国内外先進地域との協力や連携
- 再エネ・水素、カーボンニュートラルや気候変動適応に関する情報の共有

## 4 (1) 各都道府県における地球温暖化対策関連条例の制定状況

- 地球温暖化（気候変動）対策を推進するための条例は**全国32都道府県で38条例**。

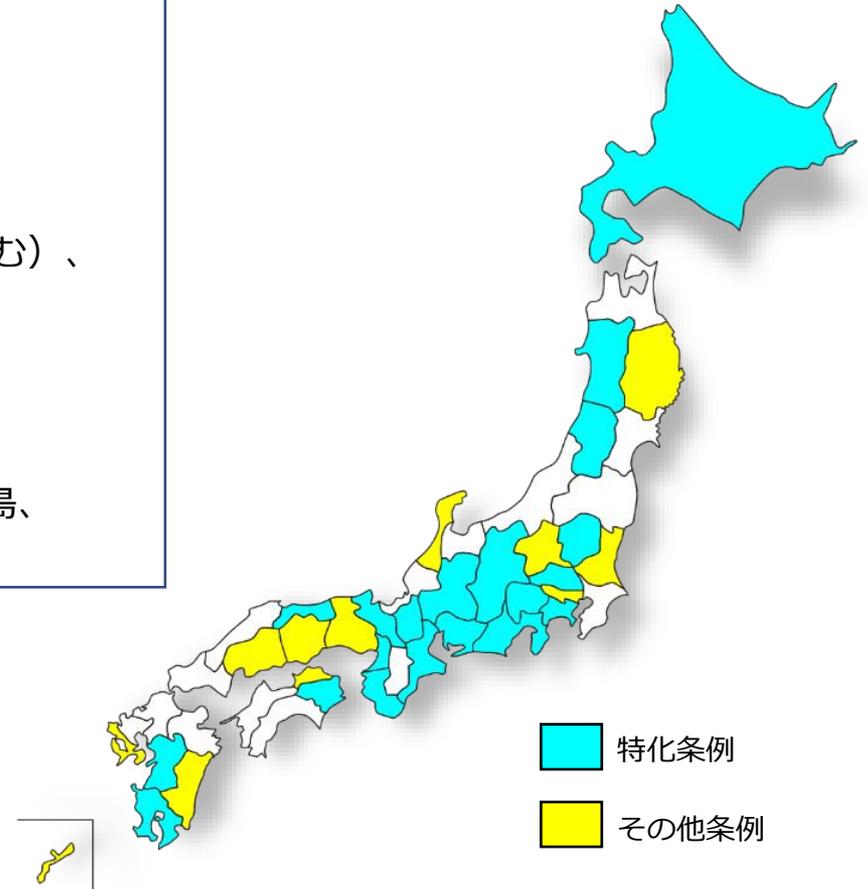
### <特化条例> 20道府県（26条例）

北海道、秋田、山形（努力義務規定のみ）、  
栃木2（その他条例含む）、埼玉、神奈川、山梨、  
長野2（議員提案条例を含む）、岐阜、静岡、  
愛知2（その他条例含む）、三重2（その他条例含む）、  
滋賀、京都3（その他条例含む）、大阪、和歌山、  
鳥取、徳島、熊本、鹿児島

### <その他条例> 12都県（12条例）

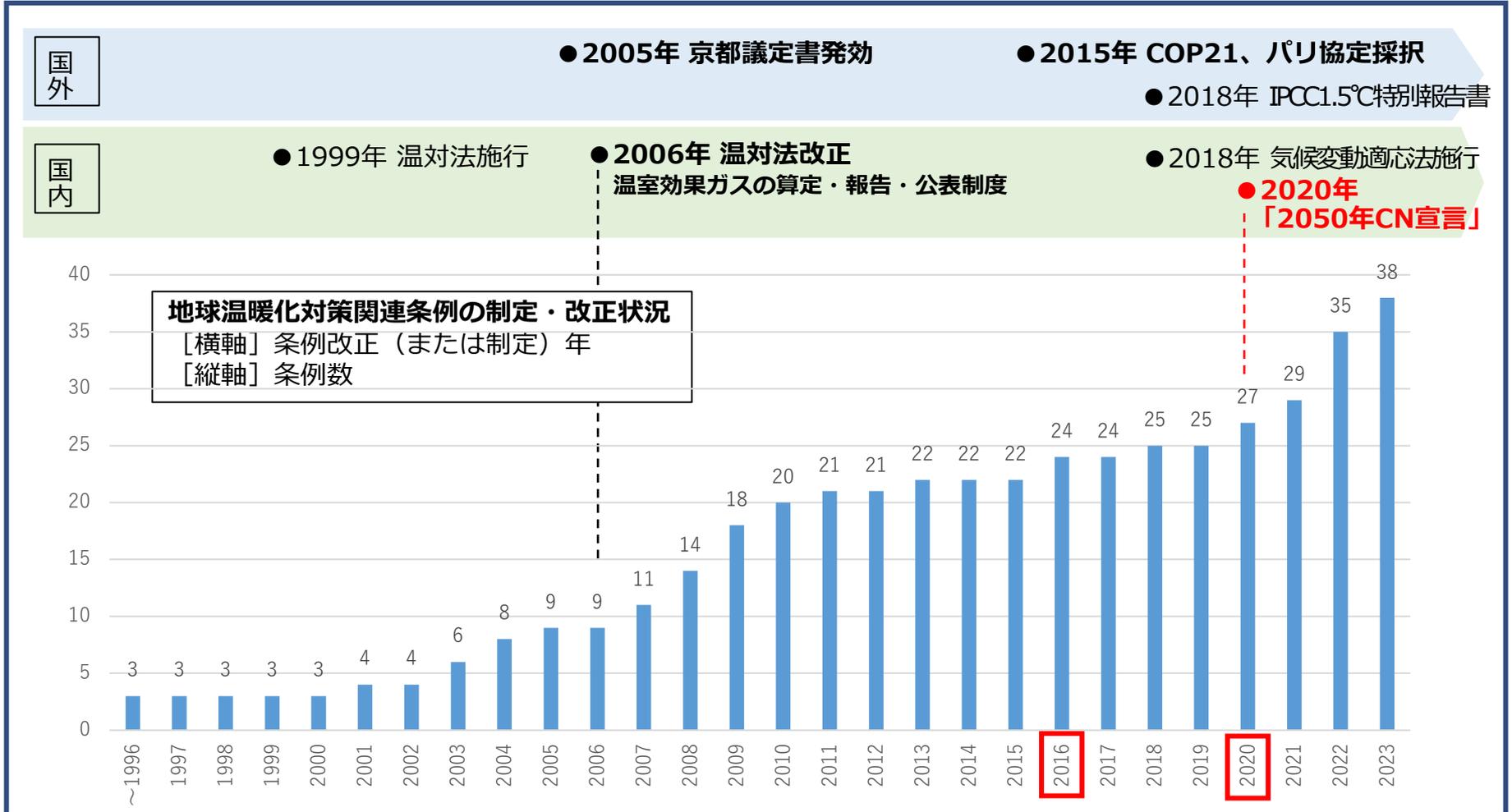
岩手、茨城、群馬、東京、石川、兵庫、岡山、広島、  
香川、長崎、宮崎、沖縄

上記のうち、事業者の排出量削減計画制度を  
義務化しているのは**30都道府県**



## 4 (2) 各都道府県における地球温暖化対策関連条例の制定の動き

- 2016年 徳島県で全国初のカーボンニュートラル条例を制定
- 2020年 政府「2050年カーボンニュートラル宣言」  
⇒ **全国でカーボンニュートラル条例の新設・改正の動きが加速化。**



## 4 (3) 「脱炭素社会実現」を明記している地球温暖化対策関連条例

○ 「脱炭素社会実現」を明記している地球温暖化対策関連条例は、**全国13都道府県で14条例**。

制定・改正が新しい順

番号	都道府県	条例名	制定・改正時期
1	山形県	山形県脱炭素社会づくり条例	令和5年3月制定
2	栃木県	栃木県カーボンニュートラル実現条例	令和5年3月制定
3	北海道	北海道地球温暖化防止対策条例	令和5年3月改正
4	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例	令和4年12月改正
5	大阪府	大阪府気候変動対策の推進に関する条例	令和4年3月改正
6	滋賀県	滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	令和4年3月制定
7	鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例	令和4年3月改正
8	長野県※	長野県地球温暖化対策条例	令和4年3月改正
9	群馬県	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	令和4年3月制定
10	神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例	令和3年12月改正
11	岐阜県	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例	令和3年3月改正
12	京都府	京都府地球温暖化対策条例	令和2年12月改正
13	長野県※	長野県脱炭素社会づくり条例	令和2年10月制定
14	徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	平成28年10月制定

※ 長野県では「長野県地球温暖化対策推進条例」と「長野県脱炭素社会づくり条例」の2つが制定されている

## 4 (4) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例 (項目)

### <義務規定>

都道府県 [最終改正]	計画制度					実効性の確保				
	削減 排出	自動車等 環境配慮	建築物 環境配慮	再工 ネ	その他	指導 助言	徴収 報告 立入 検査	勧告	公表	罰則
山形県 [R5]	<b>理念条例 (義務規定無し)</b>									
栃木県 [R5]										
北海道 [R5]	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-
東京都 [R4]	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
大阪府 [R4]	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-
滋賀県 [R4]	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-
鹿児島県 [R4]	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-
長野県 (地) [R4]	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-
群馬県 [R4]	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
神奈川県 [R3]	○	-	○	-	○	-	-	○	○	-
岐阜県 [R3]	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-
京都府 [R2]	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-
長野県 (脱) [R2]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県 [H28]	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○

## 4 (4) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例 (項目)

### <努力義務・配慮規定 (産業部門、運輸部門) >

都道府県 [最終改正]	【産業】				【運輸】									
	製造事業所 排出抑制	産業育成 技術開発	金利優遇	研究・開発 経済的支援	自動車 使用抑制	低CO <sub>2</sub> 排出自動車 購入優遇	公共交通 機関利用	次世代 自動車販売	エコ ドライブ	アイドリング グストッププ	EV 充電	低公害車 利用促進	次世代自動 車利用促進	新車販売時 の情報提供
山形県 [R5]	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
栃木県 [R5]	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-
北海道 [R5]	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
東京都 [R4]	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-
大阪府 [R4]	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
滋賀県 [R4]	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
鹿児島県 [R4]	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
長野県 (地) [R4]	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-
群馬県 [R4]	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
神奈川県 [R3]	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-
岐阜県 [R3]	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
京都府 [R2]	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-
長野県 (脱) [R2]	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県 [H28]	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-

## 4 (4) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例 (項目)

### <努力義務・配慮規定 (民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物部門)>

都道府県 [最終改正]	【家庭、業務、廃棄物】													
	エネルギー 使用量把握	冷暖房時 の温度	製品サービ ス排出量 見える化	地産地消	食品ロス 削減	エシカル 消費	機器使用 排出電気	低CO <sub>2</sub>	機器省エネ 性能表示	家庭用電気 機器省エネ	再エネ 省エネ 建築物	プラスチッ ク削減	使用削減 レジ袋	廃棄物の 発生抑制
山形県 [R5]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県 [R5]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道 [R5]	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
東京都 [R4]	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
大阪府 [R4]	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○
滋賀県 [R4]	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○
鹿児島県 [R4]	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
長野県 (地) [R4]	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○
群馬県 [R4]	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-
神奈川県 [R3]	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○
岐阜県 [R3]	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○
京都府 [R2]	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○
長野県 (脱) [R2]	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
徳島県 [H28]	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○

## 4 (4) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例 (項目)

### <努力義務・配慮規定 (吸収源、その他)>

都道府県 [最終改正]	【吸収源】						再生可能エネルギー利用	水素エネルギー利用	エネルギー使用量の把握	フロン等の適正管理	カーボン・オフセット	環境教育	県庁率先	気候変動適応
	森林保全整備	県産材利用	吸収作用の情報提供	藻場	他の主体との連携	緑地保全建築物緑化								
山形県 [R5]	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○
栃木県 [R5]	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-
北海道 [R5]	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○
東京都 [R4]	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
大阪府 [R4]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県 [R4]	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○
鹿児島県 [R4]	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-
長野県 (地) [R4]	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-
群馬県 [R4]	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
神奈川県 [R3]	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-
岐阜県 [R3]	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○
京都府 [R2]	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○
長野県 (脱) [R2]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
徳島県 [H28]	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <山形県>

山形県脱炭素社会づくり条例（令和5年（2023年）制定）

#### 特徴

- 2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
- 7つの施策の柱を規定、「地域の脱炭素化」を中心として取組を進めることを規定
  - ① 再エネの積極利用、② 事業活動の排出削減、③ 日常生活の排出削減、
  - ④ CO2吸収源の整備保全、⑤ 新技術開発、⑥ 脱炭素の学び、⑦ 気候変動の適応

#### 主な内容

[4章、18条]

第1章	総則
第2章	推進計画等
第3章	脱炭素社会の実現に向けた基本的施策
第4章	推進体制等

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：なし
- その他：
  - ・ 県に推進計画の策定を義務付け
  - ・ 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策（地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用、事業活動に伴う排出削減、日常生活における排出削減、森林等による吸収作用の保全等、温室効果ガス排出削減等のための技術の研究開発等、脱炭素学習への参加等、気候変動適応の推進）等を規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <栃木県>

栃木県カーボンニュートラル実現条例（令和5年（2023年）制定）

#### 特徴

- 2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
- 他県条例を分析の上、栃木県独自の視点から以下を規定
  - （県の施策）地域資源を活用した脱炭素に係る地域単位での先行事例の創出
  - （県民の努力義務）COOL CHOICE とちぎの推進（脱炭素製品又はサービスの選択）、「栃木県民」が取り組む 15 のこと推進

#### 主な内容

[4章、18条]

第1章	総則
第2章	県のカーボンニュートラルの実現に関する施策
第3章	事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組 （事業活動、日常生活、建築物、交通機関、エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出量の削減、温室効果ガスの吸収の量の増加）
第4章	推進体制等

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：なし
- その他：
  - ・ 県に推進計画の策定を義務付け
  - ・ 事業者や県民によるカーボンニュートラルの実現に関する事業活動、日常生活、建築物、交通機関、エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出の量の削減及び温室効果ガスの吸収の量の増加に係る取組等を規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <北海道>

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年（2009年）制定、令和5年（2023年）一部改正）

#### 特徴

- 「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すことを記載  
（道民・事業者等と目指す北海道の姿“ゼロカーボン北海道”を共有）
- 緩和策に係る規定を追加・拡充、適応策に関する規定を新設

#### 主な内容

[13章、54条]

第1章	総則
第2章	ゼロカーボン北海道推進計画等
第3～7章	地球温暖化対策 （事業活動、交通、機械器具、建築物、再生可能エネルギーの利用）
第8章	温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等
第9章	気候変動適応に関する施策
第10章	ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等
第11章	ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等
第12章	温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換
第13章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度 など
- その他：カーボン・オフセットの促進、次世代自動車の使用、気候変動適応に関する施策、産業の育成及び振興等に係る規定などを新たに規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <東京都>

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

（平成12年（2000年）制定、令和4年（2022年）一部改正）

#### 特徴

- 2050年CO2排出実質ゼロ、2030年カーボンハーフの実現を目指すことを記載
  - 建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進などの強化

#### 主な内容

[7章、165条]

第1章	総則
第2章	環境への負荷の低減の取組
第3章	自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策
第4章	工場公害対策等
第5章	緊急時の措置
第6章	雑則
第7章	罰則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2030年▲50%、2050年実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度 など
- その他：中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能の確保、再エネ設置（太陽光発電設備）等の義務付け・誘導を行う仕組みを新導入

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <大阪府>

大阪府気候変動対策の推進に関する条例

（平成17年（2005年）制定、令和4年（2022年）一部改正）

#### 特徴

- 2050年度までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
  - 計画書・報告書制度強化、二酸化炭素排出量がより少ないエネルギーの供給拡大・自動車の普及促進制度創設、建築士による情報提供努力義務規定の追加

#### 主な内容

[9章、45条]

第1章	総則
第2章	事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化
第3章	建築物の環境配慮
第4章	エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進
第5章	エネルギーを効率的に利用する発電設備
第6章	二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大
第7章	二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進
第8章	気候変動対策に関する啓発等
第9章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度 など

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <滋賀県>

#### 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

（平成23年（2011年）制定、令和4年（2022年）全部改正）

#### 特徴

- 2050年度までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
  - ① CO2ネットゼロ社会づくり、② CO2ネットゼロによる地域・経済の活性化、
  - ③ ムーブメントの創出による取組の展開、④ 再生可能エネルギーの導入促進、
  - ⑤ 気候変動への適応

#### 主な内容 [12章、67条]

第1章	総則
第2章	CO2ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等
第3～9章	CO2ネットゼロ社会づくりに関する取組 （事業活動、日常生活、建築物・まちづくり、自動車等、再生可能エネルギー等、農業・水産業、森林等による吸収作用の保全等）
第10章	気候変動適応
第11章	滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり審議会
第12章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度 など
- その他：再生可能エネルギー等の利用促進、気候変動適応の強化等を新たに追加

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <鹿児島県>

#### 鹿児島県地球温暖化対策推進条例

（平成22年（2010年）制定、令和4年（2022年）一部改正）

#### 特徴

- 「カーボン・オフセット」の仕組みの普及促進
- 森林整備による温室効果ガスの吸収量を認証して「見える化」
- 世界自然遺産の屋久島における脱炭素社会の先進的な地域づくりの推進

#### 主な内容 [10章、38条]

第1章	総則
第2～8章	地球温暖化対策 （県、事業活動、農林水産業、日常生活等、建築物、自動車、再生可能エネルギーの利用）
第9章	脱炭素社会の先進的な地域づくりの推進
第10章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：県計画で設定（2030年度▲46%）
- 報告制度等：  
事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度
- その他：家電製品販売時の省エネ性能の表示等を規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <長野県> ①

長野県地球温暖化対策条例（平成18年（2006年）制定、令和4年（2022年）一部改正）

#### 特徴

- 2050年度までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
- 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大
- 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設

#### 主な内容 [9章、33条]

第1章	総則
第2章	地球温暖化対策推進計画等
第3章	地球温暖化の防止に関する教育及び学習等
第4章	事業活動温暖化対策計画
第5章	自動車使用に関する地球温暖化対策等
第6章	省エネラベルの表示等
第7章	建築物に関する地球温暖化対策
第8章	再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策
第9章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：  
事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度
- その他：電気自動車等の充電設備の設置、住宅等設計者による検討等の規定を追加

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <群馬県>

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例（令和4年（2022年）新設）

#### 特徴

※ 2009年制定の温対条例を廃止

- 「ぐんま5つのゼロ宣言」を踏まえ制定
  - ①自然災害による死者「ゼロ」、②温室効果ガス排出量「ゼロ」、
  - ③災害時の停電「ゼロ」、④プラスチックごみ「ゼロ」、⑤食品ロス「ゼロ」

#### 主な内容

[6章、87条]

第1章	総則
第2章	自然災害による死者ゼロ (気候変動への適応、災害レジリエンスへの強化)
第3章	温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ (県による地球温暖化対策、事業活動における地球温暖化対策、建築物における地球温暖化対策、自動車の使用等に関する地球温暖化対策、電気機器等に関する地球温暖化対策、森林整備等による地球温暖化対策、農業に関する地球温暖化対策、特定冷媒用フロン of 適切な管理処理等、再生可能エネルギー導入促進対策、建築物における導入促進対策、特定排出事業者に関する導入促進対策)
第4章	プラスチックごみゼロ (プラスチックごみの排出抑制、プラスチック資源循環の推進)
第5章	食品ロスゼロ (食品ロスの削減、未利用食品等を提供するための活動の支援)
第6章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度 など

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <神奈川県>

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年（2009年）制定、令和3年（2021年）一部改正）

#### 特徴

- 2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表記
- 神奈川県の先進性・優位性を活用して、環境配慮技術の開発・普及を促進
  - 試験研究機関との連携による再エネ等環境配慮技術の研究開発及び普及を規定

#### 主な内容

[3章、60条]

第1章	総則
第2章	地球温暖化対策に関する施策 （地球温暖化対策計画等、事業活動に関する地球温暖化対策、建築物に関する地球温暖化対策、開発事業に関する地球温暖化対策、再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進、森林等の整備保全等、交通に関する地球温暖化対策、日常生活等における地球温暖化対策、教育及び学習の振興、事業の登録、広域的な連携による地球温暖化対策の推進）
第3章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：  
事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度 など
- その他：  
（交通分野）排出量の少ない自動車の購入や次世代自動車等の販売等について規定  
（業務・家庭分野）排出量の少ない生活様式等への変更について規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <岐阜県>

#### 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

（平成21年（2009年）制定、令和3年（2021年）一部改正）

#### 特徴

- 脱炭素社会の実現を目指すことを表記
- 緩和策の強化（事業者計画書の評価・公表、中小排出事業者支援、再生可能エネルギーの地産地消等）
- 適応策の推進（施策推進、気候変動適応センター設置、気候変動適応計画策定等）

#### 主な内容 [6章、47条]

第1章	総則
第2章	地球温暖化防止・気候変動適応計画
第3章	地球温暖化対策 （県、事業活動、日常生活、自動車使用、建築物、森林の保全及び整備等、再生可能エネルギーの利用等）
第4章	気候変動適応
第5章	地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等
第6章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：実質ゼロ
- 報告制度等：事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度 など
- その他：中小排出事業者に対する支援、再生可能エネルギーの地産地消、水素エネルギーの普及啓発等についても新たに規定

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <京都府>

京都府地球温暖化対策条例（平成17年（2005年）制定、令和2年（2020年）改正）

#### 特徴

※ 都道府県条例として2番目の地球温暖化対策に特化した条例（1番は大阪府）

- 2050年までに脱炭素社会の実現、2030年までに2013年度比▲40%以上削減を明記
- 省エネの加速化、再エネ導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策強化を柱とした所要の措置を実施

#### 主な内容

[5章、66条]

第1章	総則
第2章	地球温暖化対策の推進 (①府による対策、②事業活動、③建築物、④緑化の推進、⑤自動車交通、⑥電気機器、⑦再生可能エネルギー、⑧環境物品等の購入、⑨廃棄物の発生抑制、⑩環境教育及び環境学習の推進、⑪森林の保全・整備、⑫環境技術・環境産業の育成、⑬国際協力の推進)
第3章	地球温暖化対策の推進体制
第4章	施策の評価及び見直し等
第5章	罰則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2030年▲40%以上、2050年実質ゼロ
- 報告制度等：  
事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度
- その他：義務規定  
特定事業者に対する環境マネジメントの導入、特定緑化建築物に対する建築物・敷地の緑化、自動車販売事業者に対する自動車環境情報の説明、特定電気機器等の販売者に対する省エネルギー性能の表示・説明等 等

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <長野県> ②

長野県地球温暖化対策条例（2006年制定、2022年一部改正）

#### 特徴

- 2050年度までに脱炭素社会の実現を目指すことを記載
- 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大
- 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設

#### 主な内容 [9章、33条]

第1章	総則
第2章	地球温暖化対策推進計画等
第3章	地球温暖化の防止に関する教育及び学習等
第4章	事業活動温暖化対策計画
第5章	自動車使用に関する地球温暖化対策等
第6章	省エネラベルの表示等
第7章	建築物に関する地球温暖化対策
第8章	再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策
第9章	雑則

- 温室効果ガス削減の数値目標：2050年実質ゼロ
- 報告制度等：  
事業者の排出量削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度、再エネ導入等計画制度
- その他：電気自動車等の充電設備の設置、住宅等設計者による検討等の規定を追加

## 4 (5) 各都道府県における地球温暖化対策に関連した条例（概要）

### <徳島県>

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成28年（2016年）新設）

#### 特徴

- 3つの“全国初”条例
  - ①「脱炭素社会」「気候変動対策」を掲げる条例、②条例に基づく適応策の基本方針、③「水素エネルギー」の条例規定

#### 主な内容

[8章、69条]

第1章	総則
第2章	気候変動対策に関する基本方針等
第3章	気候変動の緩和に係る対策 (家庭生活等及び事業活動に係る配慮、温室効果ガスの排出削減計画書、建築物に係る配慮、交通及びまちづくりに係る配慮、再生可能エネルギー等に係る対策、森林等による吸収作用の保全等に係る対策、フロン類の排出の抑制等に係る対策等)
第4章	気候変動への適応に係る対策
第5章	環境教育等の推進
第6章	先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
第7章	雑則
第8章	罰則

- 温室効果ガス削減の数値目標：なし
- 報告制度等：事業者の排出削減計画制度、建築物の排出量削減計画制度
- その他：計画書を提出しない又は虚偽の場合に罰則規定あり